

1 来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

削除: を牽引していく

### 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方

#### (1) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化

7 環境・経済・社会の各側面で我が国が現在直面する課題の中には、様々に異なる政策  
8 分野における動向に起因して付随的に発生するという、ある種の複合性を有したのもの  
9 少なからず存在すると考えられる。現下のそうした複合的な課題を解決するに当たって  
10 は、環境・経済・社会の統合的向上が強く求められており、従来の環境基本計画にある  
11 ような、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いた分野別  
12 (縦割り)の重点分野を設定するという考え方とは異なり、特定の施策が複数の異なる  
13 課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的  
14 に設定することが必要である。

#### (2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応

18 持続可能な社会の構築に当たり重要な鍵となる、2030 アジェンダやパリ協定等の国  
19 際的に合意された枠組みは、今後数十年にわたる経済社会活動の方向性を根本的に変え  
20 る「ゲームチェンジャー」としての性質を有しており、金融などで見られるような大き  
21 な変化が各方面で生じる可能性がある。既に多くの先進国が脱炭素社会に向けた取組を  
22 進め、途上国の中にも脱炭素社会に向けた取組を進めている国がある中、我が国が遅れ  
23 を取りつつあること、国際的な存在感が薄れていることや、適切な対処をしなかった場  
24 合に、国内企業の信頼性や競争力にも影響を及ぼし、世界のバリューチェーンから外さ  
25 れるリスクがあることも指摘されている。逆に、我が国の優れた環境技術の強みを活か  
26 すことによって、世界のバリューチェーンにおける地位を高めるチャンスも存在する。  
27 したがって、このような流れも織り込んだ持続可能な社会を示すことが求められてい  
28 ることから、これまでの累次の環境基本計画において提示されてきた原則や理念を維持  
29 した上で、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反  
30 映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進める必要がある。

削除: 持続可能な開発のための

削除: をはじめとした各種媒体を通じたパラダイムシフト  
が地球規模で発生することが想定される。

削除: 舵を切り

削除: は一足飛びに脱炭素に向かう

削除: も

削除: に対する懸念

削除: 加速化

#### (3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

34 SDGsは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題  
35 を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を  
36 生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。これは、「目標  
37 及びターゲットは、統合され不可分なものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち、  
38 経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである」としている2030アジェンダに  
39 も示されている。環境政策の観点からSDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基

削除: 目標

削除: 特に、

1 盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っ  
2 ていると考えられる<sup>16</sup>。

3 SDG s のゴールの中には、一見すると両立させることが困難であり、トレードオフ  
4 の関係にあると思われるものもあり得る。しかし、だからこそシナジーをもたらす統合  
5 的な解決が求められているのであり、他のゴールも考慮するなど視野を広げることによ  
6 り、「どちらか」ではなく、Win-Win の発想で「どちらも」を追求することが重要  
7 である。

8 上記に加え、SDG s を掲げる 2030 アジェンダは、あらゆるステークホルダーが参  
9 画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。また、SDG s の達  
10 成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指す  
11 べき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという思考法、すなわち未来を考  
12 えて「次の一手」をどう指すか、という「バックキャスト」の考え方が重要とさ  
13 れている<sup>17</sup>。こうしたSDG s の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具  
14 体化を進めることが重要である。

15 さらに、SDG s の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。  
16 地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDG s の考え方を活用して地域における各種  
17 計画の改善に資するようなものにすることが必要である。

- 削除: が全ての根底にあり
- 削除: 基盤
- 削除: 活動や
- 削除: 依存
- 削除: ことも示されており、前述の地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の考えとも合致するものである。このような地球の限界の中で、豊かな経済や社会をいかに追求するかが、SDG s の考え方からも導き出されており、これからの環境政策に求められる重要な視点である。…
- 削除: であること
- 削除: を採用し
- 削除: という特徴も持っている
- 削除: 特徴を持つ
- 削除: を

<sup>16</sup> この考えは前述の地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の考えとも整合しており、このような地球の限界の中で、豊かな経済や社会をいかに追求するかがこの研究成果から求められている、という指摘もある。

<sup>17</sup> UN Sustainable Development Solutions Network (SDSN), 「Getting Started with the SDGs」, December 2015

## 1 第3章 環境政策の原則・手法

2  
3 第1章に掲げた持続可能な社会を実現していくため、第2部に記載する重点戦略及びそ  
4 れを支える環境政策や環境保全施策の体系に掲げられた施策については、以下のような  
5 原則等を意識しながら実施していくことが重要である。

6

### 7 1. 環境政策における原則等

8

#### 9 ○環境効率性

10 環境保全を確保しつつ、経済発展を実現することが持続可能な発展において求められ  
11 ている中、「環境効率性」を高める、すなわち、一単位当たりの物の生産や、サービス  
12 の提供から生じる環境負荷を減らすことにより、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価  
13 値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすること（デカップリング）が必  
14 要である。

15

#### 16 ○リスク評価と予防的な取組方法の考え方

17 地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響など、環境問  
18 題の多くは科学的な不確実性を伴っている。このような場合には、その時点で利用可能  
19 な科学的知見に基づいて、問題となる事象が環境や健康に与える影響の大きさと、その  
20 事象が発現する可能性に基づいて環境リスクを評価した上で、あらかじめ設定されたリ  
21 スク許容量を踏まえて対策実施の必要性や緊急性を判断し、優先順位を設定して対策を  
22 講じるという考え方が重要である。

23

24 問題の発生の要因やそれに伴う被害の影響の評価、又は、施策の立案・実施において  
25 は、その時点での最新の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとし  
26 も、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。しかし、不確実性を有す  
27 ることを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被  
28 害や対策コストが非常に大きくなる場合や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不  
29 可逆的な影響をもたらす場合も存在する。

30 このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実である  
31 ことをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的な  
32 対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきで  
33 ある。この考え方は、地球温暖化対策、生物多様性の保全、化学物質の対策、大気汚染  
34 防止対策など、様々な環境政策における基本的な考え方として既に取り入れられてお  
35 り、例えば、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）は、予防的な取組方法等  
36 を旨とする規定を置いている。また、我が国が締結する国際条約においても、予防的な  
37 取組方法掲げるケースが多くなっており、その観点からも、国内での施策を予防的な  
38 取組方法に基づいて実施すべき必要性が高まっている。今後、引き続きこの考え方に基

1 づく施策を推進・展開していく必要がある。

2  
3 東日本大震災以降、リスク評価と予防的な取組方法の考え方は、防災の観点だけでなく、環境政策においてもその重要性が再認識されている。今後、できる限り科学的知見に基づき客観的なリスク評価を行いながら、「環境リスク」や「予防的な取組方法」の考え方を活用し、政策を推進していくことが重要である。

7 一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行うためには、関係者や国民との合意形成が不可欠である。その際には、可能な限り各主体間のコミュニケーションを図るよう努めるべきであり、そのために、政策決定者は十分に説明責任を果たすべきである。

10 また、政策判断を行った後においても、例えば、生物多様性保全の領域において、順応的取組方法を旨としているように、新たに集積した科学的知見に基づいて必要な施策の追加・変更等の見直しを継続して行っていくべきである。

#### 14 ○汚染者負担の原則等

15 環境保全のための措置に関する費用の配分の基準としては、「汚染者負担の原則」を活用し、環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映することで、希少な環境資源の合理的な利用を促進することが重要である。また、我が国の汚染者負担原則は、汚染の修復や被害者救済の費用も含めた正義と公平の原則として議論されてきたという点に留意する必要がある。今後も、事故や操業により生じる環境汚染防止のためのコストを製品、サービス価格に反映させることで、安全性や環境面にも配慮した企業経営、消費行動を促していくことが重要である。

23 また、上記のほか、製品の生産者が、物理的、財政的に製品のライフサイクルにおける使用後の段階まで一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方や、製品などの設計や製法に工夫を加え、汚染物質や廃棄物をそもそも出来る限り排出しないようにしていくという「源流対策の原則」なども活用していくことが重要である。

## 29 2. 環境政策の実施の手法

31 これまでに述べた環境政策の展開の方向を踏まえ、また、第2部に掲げる環境政策の個々の課題を解決していくためには、政策の優先順位をつけながら、費用対効果や社会全体で負担する費用の低減に留意する必要がある。そのためには、これまでも実施されてきた直接規制や、補助金支給、税制優遇措置、普及啓発などの政策手法に加えて、新たな政策手法の開発や既存の政策手法の改良、適用範囲の拡大などを行っていくことが必要である。環境基本法第二章第五節は、このことを示している。ある政策目的の確実な実現を促す環境政策手法として以下に挙げるものがある。

#### 39 ○直接規制的手法

削除: 各主体の適切な意思決定

1 法令によって社会全体として達成すべき一定の目標と遵守事項を示し、統制的手段を  
2 用いて達成しようとする手法。環境汚染の防止や自然環境保全のための土地利用・行為  
3 規制などに効果がある。

#### 5 ○枠組規制的手法

6 目標を提示してその達成を義務づけ、又は一定の手順や手続を踏むことを義務づける  
7 ことなどによって規制の目的を達成しようとする手法。規制を受ける者の創意工夫をい  
8 かしながら、定量的な目標や具体的遵守事項を明確にすることが困難な新たな環境汚染  
9 を効果的に予防し、又は先行的に措置を行う場合などに効果がある。

#### 11 ○経済的手法

12 市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理  
13 性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法。補助金、税  
14 制優遇による財政的支援、課税等による経済的負担を課す方法、排出量取引、固定価格  
15 買取制度等がある。直接規制や枠組規制を執行することが困難な多数の主体に対して、  
16 市場価格の変化等を通じて環境負荷の低減に有効に働きかける効果がある。

#### 18 ○自主的取組手法

19 事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施するという取組によ  
20 って政策目的を達成しようとする手法。事業者などがその努力目標を社会に対して広く  
21 表明し、政府においてその進捗点検が行われるなどによって、事実上社会公約化された  
22 ものとなる場合等には、更に大きな効果を発揮する。技術革新への誘因となり、関係者  
23 の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるという利点がある。事業者の専門  
24 的知識や創意工夫をいかしながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処するような場  
25 合などに効果が期待される。

#### 27 ○情報的手法

28 環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを、投資や購入等に際し  
29 て選択できるように、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報  
30 の開示と提供を進める手法。環境報告書などの公表や環境性能表示などがその例であ  
31 り、製品・サービスの提供者も含めた各主体の環境配慮を促進していく上で効果が期待  
32 される。

#### 34 ○手続的手法

35 各主体の意思決定過程に、環境配慮のための判断を行う手続と環境配慮に際しての判  
36 断基準を組み込んでいく手法。環境影響評価の制度や化学物質の環境中への排出・移動  
37 量の把握、報告を定めるPRTTR制度などはその例であり、各主体の行動への環境配慮  
38 を織り込んでいく上で効果が期待される。

1 **○事業的手法**

2 国、地方公共団体等が事業を進めることによって政策目的を実現していく手法。他の  
3 主体に対し何らかの作用を及ぼす手法に対し、この手法は自ら事業を行うことで目的を  
4 達成する。

5  
6 環境基本法は、このほかにも、環境教育・学習等による理解増進など多くを掲げている。  
7 これらは、かつてのように特定の大規模な環境負荷源による環境汚染問題の解決の場合  
8 のように、一つの政策手法だけで効果を上げうるものもあった。しかし、環境・経済・社  
9 会の統合的向上に向けた取組を進め、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時に実  
10 現し、持続可能な社会を目指すべき、という今日の環境政策の課題の解決のためには、か  
11 かつてと同様に対応することは困難である。新たな政策実現手法を開発することとともに、  
12 これらの多様な政策手法の中から政策目的の性質や特性を勘案しつつ、適切なものを選  
13 択し、ポリシーミックスの観点から政策を適切に組み合わせる政策パッケージを形成し、  
14 相乗的な効果を発揮させていくことが不可欠である。

15 本計画に沿って、個々の施策を検討し実施する際には、これらの政策実現手法の適切な  
16 組み合わせを考える必要がある。

17

## 第2部 環境政策の具体的な展開

第1部第1章に記載された環境・経済・社会の状況にあるとおり、2030年の持続可能な開発目標を定めたSDGsや、温室効果ガス排出削減に関する2030年の中期目標、今世紀後半の長期的目標を定めたパリ協定を踏まえると、本計画においては、2030年、2050年に目指すべき姿を見据えつつ、今後5年程度に実施すべき施策を対象とし、第四次環境基本計画の点検結果も踏まえ、第2部に掲載されている各施策を実施する。

### 第1章 重点戦略設定の考え方

#### 1. 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定

現下の複合的な課題を解決するに当たっては、個別分野において各計画が策定されていることも踏まえながら、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することが必要である。

持続可能な社会の構築のためには、まず、我々の経済活動を持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済へと転換していく必要がある。また、経済社会活動の基盤たる国土が持続可能であり、災害に対する強靱性を有していることが不可欠である。さらに、その国土に存立する各地域においては、その地域に賦存する資源を有効に活用することによる経済的・社会的課題の解決策の提示が求められる。都市と地方の交流を深め、国民にとって身近な環境が保全され、環境リスクが一層低減された空間を形成することにより、健康で心豊かな暮らしを実現することも重要である。

こうした経済、国土、地域、暮らしを支える環境技術の研究・開発・実証・普及が必要不可欠である。また、そうした技術の発展は、地球規模での持続可能な開発や環境負荷の低減に資するとともに、我が国の環境ビジネスの発展にも寄与することも踏まえつつ、我が国として地球全体の環境保全に貢献するための施策を実施していくことが重要となる。

以上を踏まえ、本計画においては、

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
  - (2) 国土のストックとしての価値の向上
  - (3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
  - (4) 健康で心豊かな暮らしの実現
  - (5) 持続可能性を支える技術の開発・普及
  - (6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
- の6つを重点戦略として設定し、第2章において各戦略について詳述するとともに、第3章においては、重点戦略を支える施策を詳述することとする。

上記で示した6つの重点戦略は、内容として重複する部分も生じる。これを構成上厳密

削除: 健全に保たれ

1 に切り分けるよりも、むしろ、各重点戦略が内容的に重なり合う部分があることにより、  
2 1つの施策を実施することでより多くの重点戦略を実施することが可能となり、相乗効  
3 果が生まれ、持続可能な社会の構築に向け加速化されることとなる。

4 なお、各重点戦略に掲げられた施策の中には、他の重点戦略にも関連するものもあるが、  
5 便宜上、最も関連が深いと考えられる重点戦略に位置付けている。このため、各施策の実  
6 施に当たっては、他の重点戦略との関連も十分考慮に入れる幅広い視点を持って展開し  
7 ていくことが求められる。

## 8 9 10 **2. パートナーシップの充実・強化**

### 11 12 **(1) パートナーシップの前提となる各主体の役割**

13  
14 環境政策の展開に当たっては、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責  
15 任を自覚し、また、環境対策に取り組むことで暮らしや地域運営・企業経営などにとつ  
16 て大きなメリットがあること、環境対策を怠ったり先送りしたりすれば大きなリスクと  
17 なることを認識するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意  
18 義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、当事者意識を持って、自  
19 主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要である。

20 そのため、以下において、パートナーシップの充実・強化に向け、国が果たすべき役  
21 割、地方公共団体、事業者、民間団体、国民に期待される役割を明らかにする。

#### 22 23 **○国**

24 国は、各主体の参加により社会全体としての取組が総合的に進められることにより  
25 環境が保全されるよう、政府内で緊密な連携を図りつつ、各主体の参加を促進する枠  
26 組みを構築し、地方公共団体、事業者、民間団体、国民と協力、連携し、総合的に環  
27 境保全対策を推進する役割を担う。このため、あらゆる主体に環境保全の取組の目標  
28 や方向性、役割分担などを提示するとともに、経済社会システム全般の転換や国土の  
29 利用における環境配慮の織り込みなどを通じ、各主体の行動の基盤づくりを行う。

30 また、各主体の自主的、積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、  
31 民間活動の支援、情報の提供などを行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相  
32 互のネットワーク化とパートナーシップの構築を推進する。

33 さらに、自らの活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいく。

#### 34 35 **○地方公共団体**

36 地方公共団体は、地域の重点戦略を進める際の要となりうる存在であり、持続可能  
37 な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担  
38 うとともに、地域の取組の調整者としての役割を担うことが期待される。このため、  
39 地方公共団体は、地域の特性に応じて、地域における取組の目標や方向性などの提示、



1 各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、住民、  
2 事業者、民間団体、他の地方公共団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における  
3 環境保全施策を総合的に展開することが期待される。

4 また、自らの活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが期  
5 待される。

## 6 7 ○事業者

8 経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は環境負荷低減にとって極めて重要  
9 である。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネル  
10 ギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、  
11 製品やサービスのバリューチェーン全体を見渡した取組を自主的、積極的に進めるこ  
12 とが期待される。

13 特に、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発、環境に配慮した製品設計の  
14 実施、製品の流通方式における工夫などにより、新たなビジネスチャンス・市場拡大  
15 チャンスを得ていくことが期待される。

16 また、環境保全に資する製品やサービスを提供するビジネスは、各主体の環境保全  
17 のための取組の基盤の整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社  
18 会の形成に重要な役割を担うものであることから、積極的な展開が期待される。

## 19 20 ○民間団体

21 NPO・NGO、教育機関、研究機関、科学者コミュニティ、協同組合など、国民  
22 や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、自律  
23 的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤  
24 を形成するなど、大きな役割を果たしている。民間団体は、あらゆる主体が環境保全  
25 に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として重要  
26 な役割を果たすと考えられ、特に、草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動  
27 が期待される。

28 また、民間団体の役割としては、自ら具体的な環境保全活動を行うことのほか、行  
29 政、事業者、個人など各主体の取組を評価すること、専門的な情報を国民に分かりや  
30 しく伝達することなどにより各主体の情報の橋渡しを行うこと、自らの専門的能力を  
31 いかした提言を行うことなどが期待される。

## 32 33 ○国民

34 今日、国民の日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、国民の生活様式  
35 を持続可能なものに転換していくことが必要である。

36 このため、国民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への  
37 環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが  
38 必要である。

39 また、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進めるこ

1 とが期待される。

2 さらに、持続可能な社会を構築するためには、政策決定過程に国民の意見を反映さ  
3 せることが重要であり、そのために国や地方公共団体が設ける機会に積極的に参加す  
4 ることが期待される。

## 6 (2) パートナーシップの充実・強化

8 多様な主体のパートナーシップは、SDG s の基本的な考え方である「5つのP」<sup>18</sup>  
9 の一つにも掲げられているように、環境基本計画の着実な実施を図る面から、今後、よ  
10 り重要となってくる概念である。重点戦略及びその展開を支える施策を実施する上で、  
11 それらの施策に関連する主体間でのパートナーシップは、全てに共通して求められる要  
12 素である。各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報が重要であるため、各主体  
13 はニーズに応じた環境情報を提供し、施策の実施段階のいずれかにおいてパートナ  
14 ーシップを充実・強化していくことが必要不可欠である。

削除：り、

15 このことから、各重点戦略に位置付けられる各施策の適正かつ効果的な実施に当たっ  
16 ては、パートナーシップの重要性を念頭に置きながら、検討を進めることが望ましい。

17 パートナーシップの充実・強化がとりわけ求められる取組として、例えば下記のような  
18 ものが考えられる。

- 19 ・行政、学校、企業、住民、自治会、NPO・NGO、科学者コミュニティ、協同組  
20 合等のあらゆる主体とのパートナーシップを通じた、E S D の理念に基づく環境教  
21 育の更なる推進
- 22 ・地球温暖化対策等に資するための企業による自主的取組や、あらゆる賢い選択を促  
23 す運動を推進することによる、国民への積極的かつ自主的な行動喚起の促進
- 24 ・オープンイノベーションなど、産官学等の各主体のパートナーシップによる、将来  
25 にわたって恵み豊かな環境を保全するための技術開発・普及の促進
- 26 ・国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等の様々な主体が相互の信頼を一層深  
27 め、協働して環境リスクを低減し持続可能な社会を実現するための対話・共考による  
28 リスクコミュニケーションの推進
- 29 ・国と各国政府・国際機関間、国際的な自治体・事業者・民間団体間など、様々なレ  
30 ベルでの国際的な連携協力の推進

31 これらの取組により、多角的な視点を養うことができ、環境・経済・社会の統合的向  
32 上の具体化を図るための人材の育成につなげることが可能となる。すなわち、パートナ  
33 ーシップの充実・強化は人づくりに資するものである。

34 また、パートナーシップの充実・強化に向けた具体策のひとつとして、環境・経済・  
35 社会の統合的向上に資する優良事例を発掘し、表彰することにより、社会全体で優良事  
36 例を共有し、広く国民へ普及していくことがあげられる。これにより、各主体による自  
37 発的な取組を促し、さらには各主体間の連携強化につなげていくことが重要である。

<sup>18</sup> People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)

### 3. 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要がある。このため、各地域は、その特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化を自立的に進めていくことが求められるが、広域に渡って経済社会活動が行われている現代においては、各地域で完全に閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことも重要になってくる。

これを踏まえ、本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」<sup>19</sup>を創造していくことを目指す。

「地域循環共生圏」は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月25日閣議決定）において示された、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという「地域循環圏」の考え方や、「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年9月28日閣議決定）において示された、自然の恵みである生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体としてとらえ、その中で連携や交流を深めていき相互に支えあっていくという考え方である「自然共生圏」の考え方を包含するものであり、後述のとおり、地域資源の活用を促進することにより、結果として低炭素も達成する概念である。

「地域循環共生圏」における「地域」には、「循環」、「共生」が集落レベルや市町村レベルの狭域で完結し得るものから、流域レベルや都道府県レベルの広域でも完結し得ないものがあることから、集落・街区レベル、市町村レベル、都道府県レベル、流域レベルなど様々な階層の圏域があり得る。

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本<sup>20</sup>のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、資源循環を進め、環境への

<sup>19</sup> 「地域循環共生圏」の考え方は、「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～（意見具申）」（中央環境審議会 2014年7月）において提案されたものである。

<sup>20</sup> 循環資源（家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等）、再生可能資源（木材、地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー源等）、人工的なストック（社会資本、建築物等）、自然資本（森林、土壌、水、大気、生物資源等）

1 負荷をできる限り低減しつつ地域を活性化させることを目指す。

2 「地域循環共生圏」における「共生」とは、人は環境の一部であり、また、人は生きもの  
3 のの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識  
4 の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者とい  
5 う観点からの人と人との共生の確保、そして人や自然からなる地域についても、都市や農  
6 山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。

7 「地域循環共生圏」の創造の要諦は、地域資源を再認識するとともに、それを活用する  
8 ことである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出し  
9 ていくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一  
10 歩となる。例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替  
11 と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエ  
12 ネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用をも生み出す。これ  
13 が間伐や里山整備で生じた資源の活用であれば、健全な森林の維持・管理にも貢献するこ  
14 とにつながり、豊かな自然の恵み（生態系サービス）を享受することにもなる、というマ  
15 ルチベネフィットを達成することが可能となる。

16 新たなアプローチとしての「地域循環共生圏」の創造は、農山漁村のためだけにあるの  
17 ではなく、都市にとっても、農山漁村からの農林水産品や自然の恵み（生態系サービス）  
18 等によって自らが支えられているという気付きを与え、「見える化」し、自然保全活動へ  
19 の参加や環境保全型農業より生産された農産物の購入等の農山漁村を支える具体的な行  
20 動を促すことにもつながる。すなわち、「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、  
21 我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方でもある。

22  
23 本計画では、第2章「3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり」の取組を中心に、  
24 その他の重点戦略に掲げた各施策も総動員し、経済社会システム、ライフスタイル、技術  
25 といったあらゆる観点からのイノベーションを創出しながら、国内の地域から世界に至  
26 るまで多面的・多層的に政策を展開し、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会  
27 の実現を目指す。

28

削除: の

削除: もなり

削除: という恩恵にもつながる